

経営事項審査に関する

Q & A

(大分県知事許可業者向け)



(令和7年2月一部訂正)

大分県土木建築部

土木建築企画課建設業指導班

【目 次】

◆申請等について

- 【Q 1】 どのような場合に経営事項審査を受ける必要がありますか？
- 【Q 2】 個人から法人成りした場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか？
- 【Q 3】 他県の知事許可（大臣許可）から大分県知事許可に許可換えを行いました。経営事項審査を受けなおす必要はありますか？
- 【Q 4】 審査基準日はいつになりますか？
- 【Q 5】 新規設立で決算未到来の場合、経営事項審査を受けることはできますか？
- 【Q 6】 建設業許可の更新切れや廃業した業種について、経営事項審査を受けることはできますか？
- 【Q 7】 完成工事高がない業種について経営事項審査を受けることはできますか？
- 【Q 8】 経営事項審査を受審後に業種追加をした場合、同じ審査基準日で再度経営事項審査を受けることはできますか？
- 【Q 9】 消費税が未納ですが、経営事項審査を受けることはできますか？

◆申請書の記載方法について

- 【Q10】 項番 15「許可を受けている建設業」に記載する許可状況は、審査基準日時点になりますか？
- 【Q11】 項番 18「利益額」はどのように書いたらよいですか？

◆完成工事高について

- 【Q12】 完成工事高は税込み・税抜きどちらですか？
- 【Q13】 1件の請負工事として契約した工事を該当する複数の専門業種に分けて完成工事高に計上できますか？
- 【Q14】 項番 33「その他の工事」にはどの業種の完成工事高を記入するのですか？
- 【Q15】 除草等の売上はどこに記入すれば良いのでしょうか？
- 【Q16】 内訳業種が必要な業種は何ですか？
- 【Q17】 J Vに係る完成工事高の計上について教えてください。
- 【Q18】 父親等から個人事業を承継しましたが、完成工事高及び営業年数に過去の実績を含めることはできますか？
- 【Q19】 個人事業主から法人成りしましたが、完成工事高及び営業年数に過去の事業主としての実績を含めることができますか？

◆技術職員について

- 【Q20】 技術職員名簿について、技術者の記載順はどのようにすればよいですか？
- 【Q21】 実務経験 10 年の職員を技術職員として申請する場合、必要となる確認書類はありますか？
- 【Q22】 出向社員は技術職員として計上することができますか？
- 【Q23】 パートやアルバイト、有期契約の技術職員は技術職員として計上できますか？
- 【Q24】 雇用期間を限定せずに働いていた技術職員が、審査基準日後に退職してしまった（6ヶ月超前からの雇用あり）場合、技術職員として計上できますか？
- 【Q25】 最近新しい資格を取得した者については、技術者の対象になりますか？
- 【Q26】 技術者の資格を証する書類は毎年添付する必要がありますか？
- 【Q27】 講習受講欄の記入方法を教えてください。
- 【Q28】 大臣認定者が監理技術者証を保有し、監理技術者講習を受講している場合、講習受講欄は「1.有」として良いですか？
- 【Q29】 H20.4.1以降、1人の技術者について2業種選択して記入するようになりましたが、どのように記入したら良いのでしょうか？
- 【Q30】 技術職員名簿において、1人の技術者が1つの業種について2つの資格で申請することはできますか。
- 【Q31】 技術職員名簿には、1人の技術者につき2業種しか記載できませんが、記載していない業種の配置技術者にはなれないのですか？
- 【Q32】 複数業種について経営事項審査を受けるため、技術者が0人の業種が発生してしまいますが大丈夫ですか？
- 【Q33】 技術職員名簿に経営事項審査を受けない業種の技術職員資格を記入しても加点対象になりますか？

◆その他の審査項目（社会性等）について

- 【Q34】 項番 44「建退共」は、どのような場合に加点できますか？
- 【Q35】 就業規則（退職金規程）において「退職一時金」の支払い原資を「建設業退職金共済制度（建退共）による」としてありますが、項番 45「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」について、「有り」として申請できますか？
- 【Q36】 項番 46「法定外労働災害補償制度加入の有無」で「1.有」とできるのは、どのようなケースですか？
- 【Q37】 項番 47「営業年数」には、許可が切れていた期間も算入できますか？
- 【Q38】 営業年数は、有限会社から株式会社又は、個人から法人の場合通算できますか？

- 【Q39】 指名（資格）停止を受けた場合、「法令遵守の状況」の項番 50 及び 51 はどのように記入すればよいですか？
- 【Q40】 顧問税理士が「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成した場合、項番 52 「監査の受審状況」で「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」を選択してもよいですか？
- 【Q41】 1 級又は 2 級登録経理試験の合格者について、6 ヶ月超える恒常的雇用関係は必要ですか？
- 【Q42】 建設機械の保有状況を確認するための特定自主検査記録表は、いつのものが必要ですか？
- 【Q43】 評価対象となる大型ダンプ車とは、どのような要件が必要ですか？
- 【Q44】 営業用の大型ダンプ車を主に建設業で使用しています。項番 56 「建設機械の保有状況」で加点対象となると聞きましたが、確認には何が必要ですか？
- 【Q45】 評価対象となる移動式クレーンとは、どのような要件が必要ですか？
- 【Q46】 建設機械がリース契約の場合、期間が経過すると審査基準日から 1 年 7 ヶ月のリース期間を有することができなくなる時が到来します。リース期間満了後は買い取る予定ですが、リース期間が 1 年 7 ヶ月未満となった場合は認められないですか？
- 【Q47】 新規若年技術職員とはどのような人が対象ですか？
- 【Q48】 CPD 単位を取得した技術職員名簿の記載対象となるのはどのような人ですか？
- 【Q49】 消費税の納税証明は納税証明書「その 1」でなければなりませんか？
- 【Q50】 免税業者なのですが、消費税の納税証明書の提出が必要ですか？

◆工事経歴書について

- 【Q51】 配置技術者名の欄に記載するのは現場代理人でよいですか？
- 【Q52】 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、どのような点に注意すればよいですか？
- 【Q53】 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、工期の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月を記載すればよいですか？
- 【Q54】 公共工事の発注機関にはどのような機関になりますか？
- 【Q55】 新規の申請ですが、数年前から許可を持っており前審査対象年度にも工事の実績があります。申請業種に前審査対象年度の実績を計上できますか？

◆その他

- 【Q56】 経営事項審査の結果通知はいつ受けとることができますか？
- 【Q57】 結果通知書を紛失しました。再交付してもらえますか？
- 【Q58】 経営事項審査の結果を閲覧することは可能ですか？
- 【Q59】 再審査の申立とはどのようなものですか？
- 【Q60】 経営事項審査の申請様式はどこで入手できますか？

◆申請等について

Q 1 どのような場合に経営事項審査を受ける必要がありますか？

A 1 国や県・市町村などが発注する公共工事を、元請として直接請け負う場合には、その業種について経営事項審査を受けなければなりません。民間工事や下請工事のみを請け負う場合や、公共工事への入札参加を希望しない業種については、経営事項審査を受ける必要はありません。

Q 2 個人から法人成りした場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか？

A 2 個人から法人成りした場合、個人として受審した経営事項審査結果はその効力を失います。法人成りした後も公共工事を発注者から直接請け負うのであれば、法人設立日を審査基準日とする経営事項審査を申請する必要があります。

ただし、建設業法第17条の2に基づく「譲渡及び譲受け」の認可を受けている場合はこの限りではありません。法人成りを行う場合には、時間的余裕をもって事前に手続等のご相談をいただくことをおすすめします。

Q 3 他県の知事許可（大臣許可）から大分県知事許可に許可換えを行いました。経営事項審査を受けなおす必要はありますか？

A 3 受けなおす必要はありません。許可換えは、従前の許可を本県の許可に移管するものであるため、失効や廃業とは異なり、従前の許可行政庁で受けている経営事項審査結果は、許可換え後も有効です。

Q 4 審査基準日はいつになりますか？

A 4 基本的に審査を申請する日の直前の営業年度の終了の日（決算日）となります。ただし、決算日の変更や個人事業主の法人成り時、会社の合併や譲渡、分割等を行ったときなど、特殊な事情がある場合には、通常の決算日以外の日を審査基準日として、経営事項審査を受けることができます。

Q 5 新規設立で決算未到来の場合、経営事項審査を受けることはできますか？

A 5 経営事項審査申請をする日に許可を有していれば、審査を受けることができます。
※審査基準日は法人の場合は設立日、個人事業主の場合は創業日（事業開始の日）となりま

す。

Q 6 建設業許可の更新切れや廃業した業種について、経営事項審査を受けることはできますか？

A 6 経営事項審査は、許可の未更新や廃業により許可を失った業種については受けることができません。また、許可の未更新により失効した場合には、その時点で有していた経営事項審査の結果も無効になります。

Q 7 完成工事高がない業種について経営事項審査を受けることはできますか？

A 7 完成工事高がない業種についても経営事項審査を受けることはできます。
(申請をする日に許可を有している業種のみ。)

Q 8 経営事項審査を受審後に業種追加をした場合、同じ審査基準日で再度経営事項審査を受けることはできますか？

A 8 できます。ただし、既に受審した内容に関する変更は認められません。
受審済み業種を含めて再度の申請となりますので、受審済み業種を含め全ての業種分の手数料が必要となります。詳しくは土木建築企画課建設業指導班までお問い合わせください。

Q 9 消費税が未納ですが、経営事項審査を受けることはできますか？

A 9 消費税を完納しているかどうかは、経営事項審査の審査項目ではなく、税額の全部または一部に未納がある場合でも、審査を受けることはできます。

ただし、未納のままである場合、発注機関によっては入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

◆申請書の記載方法について

Q 10 項番 15「許可を受けている建設業」に記載する許可状況は、審査基準日時点になりますか？

A 10 申請日時点で有効な許可の状況を記載してください。審査基準日において許可を有していても、申請日までに廃業した場合などは、その業種について受審することはできません。また、申請日までに業種追加等で新たに許可を取得した場合、その業種について経営事

項審査を受けることができます。

Q11 項番 18「利益額」はどのように書いたらよいですか？

A11 経営状況分析結果通知書の最下欄の参考値に営業利益と減価償却実施額の記載がありますので、4つの数字を足したものを2で除したものが利益額となります。(千円未満の端数は切り捨てになります。)

◆完成工事高について

Q12 完成工事高は税込み・税抜きどちらですか？

A12 免税業者は税込み、課税業者は税抜きです。

Q13 1件の請負工事として契約した工事を該当する複数の専門業種に分けて完成工事高に計上できますか？

A13 できません。1つの請負契約に対して、1業種となりますので、業種別でもっとも比重の大きい業種に計上してください。

Q14 項番 33「その他の工事」には何を記入するのですか？

A14 許可がない業種及び許可はあるが経営事項審査を申請しない業種の完成工事高を記入します。

Q15 除草等の売上はどこに記入すれば良いのでしょうか？

A15 除草や草刈、剪定、清掃、点検等の建設工事に該当しない業務に係る売上は、原則として、完成工事高に含めることはできませんが、本県では、「その他の工事」への計上も認めています。

Q16 内訳業種が必要な業種は何ですか？

A16 内訳業種が必要な業種は下記のとおりです。

申請する業種	申請業種に対し必要な内訳業種
010 土木工事業	011 プレストレストコンクリート構造物工事
050 とび・土工・コンクリート工事	051 法面処理工事
110 鋼構造物工事	111 鋼橋上部工事

Q17 J Vに係る完成工事高の計上及び構成員間での下請契約について教えてください。

A17 原則としてJ Vの協定に基づく出資比率の割合に応じて按分して計上してください。また、J Vの構成員が、当該工事において、そのJ Vの他の構成員と下請契約を結ぶことは、J Vとして工事を受注した趣旨に反することから、経営事項審査の完成工事高として認められません。

Q18 父親等から個人事業を承継しましたが、完成工事高及び営業年数に過去の実績を含めることはできますか？

A18 当期の事業年度開始日からさかのぼって2年以内（または3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ①被承継人が建設業を廃業すること
- ②被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

※通常の経営事項審査とは異なりますので、該当する場合は土木建築企画課建設業指導班まで個別に問い合わせください。

Q19 個人事業主から法人成りしましたが、完成工事高及び営業年数に過去の事業主としての実績を含めることができますか？

A19 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ①被承継人が建設業を廃業すること
- ②被承継人が50%以上出資して設立した法人であること

- ③被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ④承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

※通常の経営事項審査とは異なりますので、該当する場合は土木建築企画課建設業指導班まで個別に問い合わせください。

◆技術職員について

Q20 技術職員名簿について、技術者の記載順はどのようにすればよいですか？

A20 年齢の若い順に上から記載してください。

Q21 実務経験10年の職員を技術職員として申請する場合、必要となる確認書類はありますか？

A21 建設業許可関係様式である実務経験証明書（規則別記様式第九号）を作成、提出してください。

資格取得後の実務経験年数を必要とする資格を有する職員や、指定学科卒業後の実務経験が3年又は5年の職員を技術職員として申請する場合等も同様に、資格を証する書類や指定学科の卒業証明書等とともに実務経験証明書を提出してください。

Q22 出向社員は技術職員として計上することができますか？

A22 出向社員は、出向協定書（出向証明書）、出向先の出勤簿等により出向先での6か月超前からの雇用、常勤性が確認できる場合には出向先の職員に含めることができます。

なお、当然、出向元の経営事項審査の技術者としては申請できません。

Q23 パートやアルバイト、有期契約の技術職員は技術職員として計上できますか？

A23 計上できません。対象となる技術職員は、審査基準日時点で、6ヶ月を超える恒常的雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者であることが必要です。（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けている者は、雇用期間が限定されていても評価対象となります。）

Q24 雇用期間を限定せずに働いていた技術職員が、審査基準日後に退職してしまった（6ヶ月超前からの雇用あり）場合、技術職員として計上できますか？

A24 計上できます。当初から、雇用期間を限定せず採用し常勤職員であった者が経営事項審査時まで退職している場合でも、結果として審査基準日時点で6ヶ月を超える恒常的雇用関係が継続していれば計上することができます。

Q25 最近新しい資格を取得した者については、技術者の対象になりますか？

A25 資格取得日が審査基準日の前であれば、技術者の対象になります。また、実務経験期間についても同様に、審査基準日までに要件を満たしていれば対象になります。

Q26 技術者の資格を証する書類は毎年添付する必要がありますか？

A26 前年度以前に掲載し、資格を証する書類を確認済みであれば、添付を省略することができます。

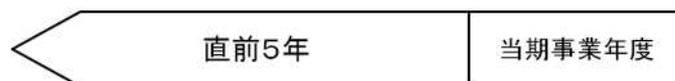
ただし、監理技術者講習を受講済みとして申請する場合は、「監理技術者資格者証」及び「講習修了証」の写しを毎年添付してください。

※講習修了の記録が監理技術者資格者証の裏面に記載されている場合は、裏面の写しも添付する必要があります。

Q27 講習受講欄の記入方法を教えてください。

A27 申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入します。

- ① 法第 15 条第 2 号イに該当するものであること
(経営事項審査で1級国家資格者相当として評価される者)
- ② 監理技術者資格証の交付を受けていること
- ③ 法第 26 条の 6 から 8 の規定による講習を、経審申請日が含まれる当期事業年度開始の



この期間内に受講していることが必要

(例: 当期事業年度開始日が平成30年4月1日の場合、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間)

日の直前 5 年以内に受講していること

上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写しを提示してください。

Q28 大臣認定者が監理技術者証を保有し、監理技術者講習を受講している場合、講習受講欄は「1.有」として良いですか？

A28 講習受講欄は、経営事項審査で1級国家資格者相当として評価される者が、監理技術者講習を受講している場合に加点されるものです。

経営事項審査においては、大臣認定者の技術者区分は「その他」になりますので、監理技術者講習を受講している場合であっても「2. 無」となります。

Q29 H20.4.1 以降、1人の技術者について2業種選択して記入するようになりましたが、どのように記入したら良いのでしょうか？

A29 (2業種の考え方)

申請業種から任意に選択して記入ください。

■ 1資格から2業種選択でも OK

例：土木施工管理技士→土木・とび

■ 2資格から1業種ずつ選択でも OK

例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築

経営方針に応じて、申請業種から任意に選択して記入してください。

Q30 技術職員名簿において、1人の技術者が1つの業種について2つの資格で申請することはできますか。【例：管(09)→2級管工事(230)・配管工(1級)(176)】

A30 できません。1つの業種には1つの資格のみを記載してください。

Q31 技術職員名簿には、1人の技術者につき2業種しか記載できないが、記載していない業種の配置技術者にはなれないのですか？

A31 技術者としての要件を満たしていれば、技術職員名簿に記載していない業種であっても配置技術者になることができます。

Q32 複数業種について経営事項審査を受けるため、技術者が0人の業種が発生してしましますが大丈夫ですか？

A32 技術職員名簿の記載方法は、技術職員1人につき2業種のための申請となっているため、複数業種を受審する場合は、技術者が0人の業種が発生することがあります。どの業種に何人の技術者を配置するかは、受審業者の経営判断に基づいて行ってください。

Q33 技術職員名簿に経営事項審査を受けない業種の技術職員資格を記入しても加点対象になりますか？

A33 経営事項審査を受ける業種のみ加点対象となります。経営事項審査を受けない業種の技術職員資格については記入しないでください。

◆その他の審査項目（社会性等）

Q34 項番44「建退共」は、どのような場合に加点できますか？

A34 建設業退職金共済事業本部大分県支部より、審査基準日までの1年間に、適切に契約が履行されていると証明を受けた場合に加点します。

このため、共済証紙の購入実績がない、手帳の更新が適正に行われていない等の理由により支部から証明を受けられなかった場合は加点となりません。

※契約証だけでは加点となりません。

Q35 就業規則（退職金規程）において「退職一時金」の支払い原資を「建設業退職金共済制度（建退共）による」としていますが、項番45「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」について、「1. 有」として申請できますか？

A35 できません。

建設業退職金共済制度の導入は、項番44の「建設業退職金共済制度加入の有無」において、加点しており、二重に加点することはできません。

Q36 項番46「法定外労働災害補償制度加入の有無」で「1. 有」とできるのは、どのようなケースですか？

A36 次の①～③の要件の全てを満たす法定外労働災害補償制度に加入している場合に、

「1. 有」とします。

- ① 業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。
- ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）のすべてを対象とすること。
- ③ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係るすべてを対象とすること。

上記の①から③が満たされることがわかる証明書等の添付が必要です。

Q37 項番 47「営業年数」には、許可が切れていた期間も算入できますか？

A37 営業年数には、許可切れの期間は算入できません。営業年数は、建設業許可を取得した時から審査基準日までの満年数を記入してください。このため、建設業許可を取得する前に営業していた期間や廃業していた期間も含まれません。

なお、1年未満の端数は切り捨てます。

Q38 営業年数は、有限会社から株式会社又は、個人から法人の場合通算できますか？

A38 有限会社から株式会社は、通算できます。個人から法人の場合は、法人成りと認められた場合は通算できます。

Q39 指名（資格）停止を受けた場合、「法令遵守の状況」の項番 50 及び 51 はどのように記入すればよいですか？

A39 指名停止の場合は対象外のため、「2」を記入してください。建設業法に基づく営業停止処分又は指示処分を受けた場合のみ「1」を記入してください。

Q40 顧問税理士が「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成した場合、項番 52「監査の受審状況」で「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」を選択してもよいですか？

A40 項番 52「監査の受審状況」は、経理事務の責任者かつ項番 53 に該当する建設業に従事する職員が、別添の会計処理に関する確認項目に従い経理処理の適正を確認し、記名押印している場合に、「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」を選択します。

外部の会計事務所の会計士や税理士事務所の税理士など、雇用関係のない又は常勤ではない方が作成した場合は、選択できず、加点対象とはなりません。

Q41 1級又は2級登録経理試験の合格者等について、6ヶ月を超える恒常的雇用関係は必要ですか？

A41 必要ありません。ただし、審査基準日時点で在籍していること及び常勤職員であることが要件になります。

Q42 建設機械の保有状況を確認するための特定自主検査記録表は、いつのものが必要ですか？

A42 特定自主検査は1年に1回、資格を有する検査者により行われなければならない検査です。加対象となるには、審査基準日直前1年以内に検査を受けたものについて写しを添付してください。

Q43 評価対象となる大型ダンプ車とは、どのような要件が必要ですか？

A43 以下の4つの条件を満たす必要があります。受審時に自動車検査証（写し）を添付してください。

- ①車両総重量8 t以上または最大積載量5 t以上のダンプ車
- ②陸運局に経営する事業として「建設業」を届出し、審査基準日現在、表示番号の指定を受けていること ※自動車検査証の備考欄に例えば「建1234」との記載あり（次の質問項目も確認してください。）
- ③自動車検査証の初年度登録年月が審査基準日以前であること
- ④審査基準日が車検証の有効期間内であること

Q44 営業用の大型ダンプ車を「主に」建設業で使用しています。項番56「建設機械の保有状況」で加対象となると聞きましたが、確認には何が必要ですか？

A44 車検証の写しで確認します（車検証に、「(建)」等の記載が必要です。）。

※車検証備考欄の記載には、陸運支局等への申請・変更届出が必要となります。詳しくは、最寄りの陸運支局等へお問い合わせください。

Q45 評価対象となる移動式クレーンとは、どのような要件が必要ですか？

A45 以下の3つの条件を満たす必要があります。受審時に移動式クレーン検査証（写し）

等の条件を満たすことが確認できる書類の写しを添付してください。

- ①移動式クレーン検査証の交付を受けていること
- ②つり上げ荷重3 t以上であること
- ③審査基準日が有効期間内に含まれていること

Q46 建設機械がリース契約の場合、期間が経過すると審査基準日から1年7ヶ月のリース期間を有することができなくなる時が到来します。リース期間満了後は買い取る予定ですが、リース期間が1年7ヶ月未満となった場合は認められないですか？

A46 リース期間満了後、買い取ることが書面（覚書等）で確認できる場合は評価対象とします。建設機械保有状況内訳書の下欄のリース契約に関する申出書に記入してください。

Q47 新規若年技術職員とはどのような人が対象ですか？

A47 審査対象年内（当期事業年度開始の日の直前1年以内）に技術職員（＝技術職員名簿に掲載可能）となった方で、具体的には下記の方が対象です。

- ・審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年者※
- ・審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者※

※若年者とは審査基準日に満35歳未満の方が対象になります。なお、満年齢が上がるのは誕生日の前日であるため、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の方が若年者になります。

Q48 CPD単位を取得した技術職員名簿の記載対象となるのはどのような人ですか？

A48 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、別記様式第25号の14・別紙2「技術職員名簿」に記載のない人です。

例えば、許可は有しているが、経営事項審査では申請しない業種にかかる有資格者でCPD単位を取得している人などが記載対象となります。

Q49 消費税の納税証明は納税証明書「その1」でなければなりませんか？

A49 経営事項審査では、納税証明書「その1」の提出が必要です。発行日現在において未納のないことの証明である「その3」等では代用できません。なお、決算終了後の変更届と証明書の種類等が異なりますので注意してください。

また、消費税の納税証明書は電子データ及び電子納税証明書を印刷した書類では受け付けておりません。

Q50 免税業者なのですが、消費税の納税証明書の提出が必要ですか？

A50 免税業者でも課税業者でないことの確認のため、消費税の納税証明書の提出が必要です。

◆工事経歴書について

Q51 配置技術者名の欄に記載するのは現場代理人でよいですか？

A51 配置技術者名の欄に記載するのは主任技術者又は監理技術者の名前です。現場代理人の名前ではありません。また、途中交代があった場合は2段書き等によりその工事に従事した全ての配置技術者の氏名を記載してください。

Q52 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、どのような点に注意すればよいですか？

A52 工事進行基準を適用している場合は、未完成工事であっても決算期末時点の工事進捗割合分を完成工事高に計上することになりますが、この場合は、客観的かつ合理的な基準で行わなければなりません。

なお、工事進行基準の適用にあたっては、本来は各々の工事について精密な実行予算を策定することが前提となっています。

見積総工事原価に対する実際工事原価の割合を請負代金額に乗じて算出する(=発生原価比例法)などの方法によることが求められます。

工事進行基準で計上している工事については、原則として計算基礎等を確認しますので計算基礎となる資料を提示できるよう準備をしてください。

例えば、「工事代金の入金額(前払金額)を基準に完成工事高に計上する」など実際の進捗状況に即していない完成工事高計上は認められません。

Q53 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、工期の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月を記載すればよいですか？

A53 決算期をまたぐ工事の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月ではなく、実際の契約工期末を記載してください。

Q54 公共工事の発注機関にはどのような機関になりますか？

A54 公共工事の発注機関は「経営事項審査申請の手引」に掲載しています。国、地方公共団体以外にも該当する団体があります。手引は県庁 HP に掲載していますのでご確認ください。なお、九州旅客鉄道（株）や森林組合は公共工事の発注者には該当しません。

Q55 新規の申請ですが、数年前から許可を持っており前審査対象年度にも工事の実績があります。申請業種に前審査対象年度の実績を計上できますか？

A55 過去から許可を受けている場合、新規の申請であっても前審査対象事業年度の実績を計上することができます。実績が計上されている業種については、前審査対象年度の工事経歴書も添付が必要であり、前審査対象年度及び審査対象年度について審査を受けることになります。なお、審査対象年度に加え、前審査対象年度の完成工事高に係る契約書類等の写しを添付する必要があります。

◆その他

Q56 経営事項審査の結果通知はいつ受けとることができますか？

A56 原則として、申請した月の翌月の月末を目処に結果通知書が作成されます。結果通知書は土木事務所を通じて窓口で交付することになりますので、申請した月の翌月末又は翌々月の当初にお渡しすることになります。

電子で申請された場合は、申請者あてに結果通知書を郵送します。

但し、申請の後、書面調査が完了しないなどの場合には更に期間を要することになります。

Q57 結果通知書を紛失しました。再交付してもらえますか？

A57 結果通知書そのものの再交付はしていません。

Q58 経営事項審査の結果を閲覧することは可能ですか？

A58 経営事項審査の結果は、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページにおいて、公開されています。

Q59 再審査の申立とはどのようなものですか？

A59 行政（審査）庁側の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が、申請内容と異なる場合、結果通知書を受けた日から30日以内に限り、再審査を申し立てることができます。（登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まず。）

ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“申請者の責任に帰する案件”については、再審査申し立ての対象とはなりません。

※申請時には書類の記載事項等十分確認してから提出してください。

Q60 経営事項審査の申請様式はどこで入手できますか？

A60 大分県庁のHPからダウンロードできます。